

台風15号で被害を受けた農業者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

J A安房では、被害を受けた農業者に対して再生産に必要な資金を低利、かつ迅速に融資し、農業経営の維持・安定を図るため「一般農業災害資金」の取扱いをしておりますのでご利用ください。

「一般農業災害資金」の内容

1. 取扱期間

令和元年9月10日から令和元年12月30日までに申し込まれたものとする。

2. 資金使途

令和元年の台風及び災害により被害を受けた農業者の経営安定、施設復旧のための資材・肥料・農薬・種苗等の購入資金

3. 貸出限度額

- ①経営安定資金 個人500万円以内 法人1000万円以内
 - ②施設復旧資金 個人1000万円以内 法人2000万円以内
- で、見積書等の額を限度とする。

4. 貸出期間

10年以内（但し、運転資金は5年以内）

5. 貸出利率

0.50%（固定金利）

6. 貸出方法

証書貸付

7. 償還方法

割賦償還

8. 保証及び担保

原則として千葉県農業信用基金協会とする。（保証料 年0.29%）
但し、保証人の場合は1名以上とする。

※ 詳しくは各支店へお問い合わせください。

